

# 解約通知書

物件名				号室
解約理由	更新・転職・転勤・手狭・結婚・その他（ ）			
解約日	月 日	引越日	月 日	/ □決まり次第ご連絡
退去立会(引渡) 希望日	月 日	時～(10:00～16:30の間でお願いします)	/ □決まり次第ご連絡	
契約者様名			ご連絡先 電話番号	
メールアドレス				
転居先	〒			
敷金等返金口座				
金融機関名		支店名	口座	
			普通・当座	
フリガナ (名義)				

## 【ご注意とお願い】 ※必ずご確認ください

- ・賃貸借契約書の契約解除の条項に基づき、届出日の翌日から所定の予告期間が必要です。予告期間に満たない間に退去される場合、居住の有無にかかわらず予告期間分の賃料等がかかりますのでご注意ください。  
(解約予告月数は期間内解約の条文をご参照下さい。)
- ・原則、解約月の賃料は、一旦満額をお支払いいただきます。満額分から日割り分を引いた差額分を、原状回復費用の精算時にご返金いたします。
- ・退去立会以降は、契約解除日以前でも住宅の使用はできません。鍵（スベアキー・宅配ロッカーカード等を含む）取扱説明書等は、退出立会時にすべてご返却下さい。なお、お預けした鍵を紛失された場合には、本数に関わらずシリンダー交換費用を敷金よりご請求させていただきます。
- ・電気・ガス・水道・電話・インターネット・CATV等の解約精算は退去立会日までに解約、移転のお手続きをお願いいたします。また、郵便局への転居届けのお手続きもお願いいたします。
- ・ご契約時にお預かりした敷金につきましては、ご契約者様負担の原状回復費用等と相殺し、残額は解約通知書にご記入いただいた口座へご返金いたします。ご契約者様にご負担いただく原状回復費用について合意をいただいた後、1ヶ月以内を目安にご返金させていただきます。
- ・引越しゴミ・不要家具・家電などの買取り・処分等は一切行っておりません。  
粗大ゴミの処分は各自自治体に、またリサイクル法の対象になる家電品等は購入した電気店や引越業者にご相談いただき、適切な処分をお願いいたします。ごみの種類を問わず退去立会い前までにすべて処分いただきますようお願いいたします。
- ・住宅総合保険につきましてはご自身で解約のお手続きをお願いいたします。
- ・解約日の変更または取消しは出来かねますので、予めご了承ください。
- ・引越日と退去立会い日が未定の場合、決定次第すみやかにご連絡をお願いいたします。

(届出日) 年 月 日

【ご注意とお願い】を確認しました。上記の通り解約する旨お届けいたします。

(署名) \_\_\_\_\_ 印

【解約通知送付・お問い合わせ先】ミノラスパートナーズ株式会社

〒146-0092 東京都大田区下丸子3-9-10

TEL 03-5732-2251 FAX03-3757-2255

e-mail info@minorasupartners.co.jp (右側のQRコードで読込できます→)



## 当社記入欄

満了日	保証会社	貸主連絡	R業者	通電	立会日	ライフライン	鍵	郵便	残置物	保険解約	自転車
日割賃料			日分	敷金			不足金	有・無			